

# 令和2年度北勢地方卸売市場基礎調査業務委託仕様書

## 1 委託業務の目的

近年の生鮮食料品の流通を巡っては、卸売市場に期待される機能や役割が一層多様化している反面、卸売市場経由率の低下や取扱金額の減少等の状況にあるなど、卸売市場を取り巻く情勢は厳しいものとなっている。

このような状況の中、卸売市場法の改正に伴い、卸売市場の持つ機能が大きく見直しされようとしている。生産者から消費者へ生鮮食料品が届けられる手段が多様化する中、従来の卸売市場の枠にとらわれない、創意工夫ある取り組みを行っていく必要がある。

そのため、本市においても北勢地方卸売市場（以下「本市場」という。）が置かれている状況について客観的な評価を行った上で、その立地条件や生産者・実需者が求めるニーズに対応する形で、本市場の役割、機能強化の方向性、将来の需要・供給予測を踏まえた本市場の方針等について検討するための基礎調査業務を委託するものである。

## 2 委託期間

契約の日 から 令和3年 3月31日 まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 外部環境及び内部環境の分析

#### ①基礎調査・分析及び問題点の抽出（外部環境）

生鮮食料品の流通を取り巻く環境として、市場流通圏内の人口動向、流通環境、商業環境、小売動向の実態の調査を行い、生鮮食料品の流通や販売に係わるニーズ、地理的状況、競争相手の把握、解決すべき問題点を明確にする。

#### ②市場機能の現状と関係事業者の経営状況等の把握（内部環境）

本市場における流通形態の実態や施設の利用状況を把握するとともに、卸会社、仲卸会社、買参人、その他関係者の経営状況等を把握するためにヒアリング等を実施し、本市場の強み、弱みを明確にする。

### (2) 経営展望の策定

#### ①経営戦略（ビジネスモデル）の策定

外部環境及び内部環境の分析を踏まえて、将来の市場の在り方、適正規模を推計するとともに、全国の市場の成功事例・モデルや、卸売市場法改正に伴う市場運営の変化・事例の調査を行い、本市場が産地や販売先から選ばれる魅力ある市場となるため、また、自立して安定した経営が成り立つための機能強化・取り組みに必要な事業スキームを検討し策定する。

※上記委託業務の内容は、追加等を行うことがある。

#### 4 打ち合わせ・協議

本業務の遂行に当たっては、本市担当者との連絡を密にとるように努め、十分な協議を行い、本委託業務が効果的に進められるように留意すること。また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡の取れる体制を確立すること。

受託者は、打ち合わせ・協議の都度、記録簿を作成し、速やかに市へ提出すること。

#### 5 成果品

委託業務の内容を記した報告書をまとめ、次のとおり成果品として提出するものとする。また、当該業務において行った全ての項目を「業務報告書」して提出するものとする。

委託契約期間中は、委託者の求めに応じて、参考資料・データ等を適宜提出することとする。

(1) 令和2年10月上旬頃までに提出するもの

①中間報告書（委託者と受託者との協議による。）

(2) 令和2年12月上旬頃までに提出するもの

①中間報告書（委託者と受託者との協議による。）

(3) 令和3年3月末までに提出するもの

①最終報告書 15部

②最終報告書（概要版） 30部

③業務報告書 4部

④関係資料（基礎資料を含む。） 4部

⑤上記内容の電子媒体（ウイルスチェック済のCD-R） 4部

#### 6 委託料の支払方法

業務完了払

#### 7 注意事項

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容を含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

①契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

②暴力団等による不当介入を受けたときの義務

ア 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

ウ ア・イの義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

### (3) 障害者差別解消に関する事項

#### ①対応要領に沿った対応

ア この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

イ アに規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

#### ②対応指針に沿った対応

上記①に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。